

福島町議会障害者活躍雇用推進計画 (令和2年3月24日策定)

1 機関名等

機 関 名	福島町議会
任 命 権 者	福島町議会議長 溝部 幸基
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
福島町における障害者雇用に関する課題	福島町議会事務局職員は、令和元年4月1日現在3名で小規模な機関であり、町より職員が出向されているため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 これまで大きな問題が生じたこともなく、組織的な体制整備は実施していない。

2 目標

1. 採用に関する目標	議会事務局職員は、町からの出向職員により構成されており、独自の採用等を行っていないため、目標設定はできない。
2. 定着に関する目標	独自での採用はできないため、定着に関する目標は設定しない。

3 取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	【組織面】 <ul style="list-style-type: none">○ 障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。○ 職員の相談窓口は、議事係長が担当する。 【人材面】 <ul style="list-style-type: none">○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、人事担当課と協議のうえ、北海道労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none">○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、人事担当課である総務課及び北海道労働局に相談しつつ、障がいの程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることを条件に設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能なことを条件に設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録し、雇用期間中支援が受けられること」を条件に設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。